量水器の購入、第5水源地及び今泉配水池の電磁流量計の入れかえなどを行ったものでございます。

次に、企業債償還金でございますが、2億8,470万2,203円で、対前年度比1億4,867万3,865円の増となりました。これは企業債の償還元金で高率の企業債の借りかえを行ったことで増加したものでございます。

ただいま支出で申し上げました建設改良や資産購入費などの明細については、備考欄にもページ数を記載しておりますが、水道18ページから22ページまで記載しておりますのでご参照いただきたいと存じます。

以上、決算の概要についてご説明申し上げま した。ご審査の上、認定賜りますようよろしく お願いを申し上げます。

渋谷佐輔委員長 以上で概要の説明が終わりま した。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。 再開は午後1時といたします。

> 午後 0時04分 休憩 午後 1時00分 再開

渋谷佐輔委員長 休憩前に復し午前に引き続き 会議を再開いたします。

なお、我妻昇委員から本日の会議を欠席させ てほしいとの連絡がありましたので、ご報告い たします。

平成16年度決算に関する総括質疑

渋谷佐輔委員長 それでは、これより質疑を行 います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、 順次ご指名いたします。 最初に、順位1番、議席番号9番、蒲生光男 委員。

9番 蒲生光男委員 通告してございますのは 収入未済額及び不納欠損対策ということであり まして、昨年の9月にも同じテーマで質問させ ていただきましたので、その延長といいますか、 そういう感じでございます。

昨年と違いますのは、その後、対策本部をつくられたと。ことしの2月17日でしたか。2月17日、いただいております資料では設置されたということと、それから、昨年は多分、未済額で5億2,000万円ぐらいだったと思いますが、ことしは5億6,000万円に近づいていると。収納率も全体で91.1%までダウンしたということが昨年との違いかなというふうに思っております。

詳しい数字、例えば12年度と17年度の交付税の落ち込み額ですね。これ10億円を超えていると思うんですが、それに収納率の推移、11年から見てまいりますと、委員長の許可をいただきまして皆さんのお手元の方に資料をお渡ししてございますが、表4で長井市の収納額の推移という、これは対策本部要綱の中の資料から抜粋したものでございますが、これは大体3億強ですね。この間、収納額が落ちているということだと思います。収納率はその上の推移のグラフの方に書いてございます。

一方で、人件費削減というのは、ピーク時29億6,000万円ありましたね。それが17年度で24億7,000万円ぐらいですから、一生懸命努力して5億円減少させたということになっております。しかし一方で、交付税の落ち込み、あるいはまた収納率、収納額の落ち込みというのが本市の財政に与える影響は極めて大きいのではないかというふうに考えております。

この収納率、収納額の向上への取り組みというのが長井市にとって極めて大きい今日的な課題になっているんじゃないかなというふうに私

は認識しております。昨年、一昨年の監査意見書にも、このことについての取り組みについては厳しい指摘を受けておりましたので、監査の意見書というのは私はそれだけの重みがある記述ではないのかなというふうに思っているんですが、なかなか具体的な取り組みがなされないということで昨年質問させていただきました。ぜひ、この問題についてのまず市長の基本的な認識、これを伺っておきたいと思います。 渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご指摘のようにこれは非常に大事な問題だということで、9月の議会でご質問あった以降も、あるいは監査のご指摘があった以降も各課に督励をしてまいりましたが、やはりこれは対策本部をつくることと全庁的に取り組まないとだめだということで、助役を本部長にして本部をつくったわけであります。

これは基本的な認識というご質問でありますから、長井市のような行政のサービス、運営というのは、市民の皆さんの市民税とかあるいは事業所の皆さんの税の負担の上に成り立っているというのは、これは当然であります。このために、市民の皆さんや事業所の皆さん等の収入、所得等に応じた応分の負担をしていただくと。そして、行政としては市民の皆さんと事業所の皆さんにできるだけ公平で質の高いサービスを提供していく。これが市政運営の基本だというふうに思っております。こうした点からも、納税というのは市民、事業所等の義務でありますし、憲法第30条にも国民は法律の定めるところにより納税の義務があるというふうにうたわれているわけであります。

また、使用料等につきましても、税金とは違いますけれども、特定のサービスを提供を受けるわけですから、正当な対価としてこれは支払いは必要なものだということでありまして、税負担や支払い能力があるにもかかわらずそうしていらっしゃらない市民の方については、法に

従った処置を毅然として行う必要があるという ふうに思っております。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 基本認識はわかるわけですが、資料の1のグラフですけれども、これは13市の中で村山市がとにかく際立っていい数字なんですね。そして、長井市より悪いところもありますがそこは省きまして、長井市と、その次にいいのが寒河江市ですので、この3市の比較をしてみました。

確かにここ数年、景況感が非常によくないと。 サラリーマンの世帯の収入減ということもある んでしょうか、非常に収納率が長井市だけでな くて落ち込んでいますよね。これは全体的に特 徴的なことだなというふうに思いますけれども、 なぜ村山市がこんなにいい数字になっているの か。例えば、その次の裏のページだと思います けれども、これは国保の収納率の比較をしたグ ラフをまた抜粋してつくったんですけれども、 3番目の線、三角の印のところが長井市ですよ ね。議員の国保税の未納の問題で米沢市はいろ いろあるようですが、米沢市が一番と悪くて、 長井市はそれよりは10ポイントほどいいわけで すが、それにしても滞繰分を含めた村山市の数 字が際立っていいと。表6に、これは平成16年 度分だけですが、いわゆる一般市税、国保、そ れぞれの不納欠損及び未済額の1人当たりの比 較をつくってみましたけれども、こうやって見 ていただいても、上の段の右側の村山市ですね、 それから下の段の左の長井市を比較していただ いても、村山市の方がはるかにいいと。

私は去年も同じような質問をさせてもらった わけですが、なぜ長井市と村山市とこれだけの 差があるのかと。こういう点について本部長で いらっしゃいます助役はどういうような認識、 考えをお持ちなのか、ちょっと伺っておきたい と思います。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 数字的から見ると大変長井市の収納率というのが落ち込んでいるなという感じは持っておりまして、やはり何とかしなければいけないということをまず第一に感じております。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 この対策本部をつくられまして、ここにはいわゆる情報の共有化……、情報の共有化ということは、問題意識をみんな同じように持たなければいけないという前提に立たれていると思いますね。この情報の共有化、問題意識の共有化という点について、管理職の皆さんは全部一緒だというふうに考えてよろしいんですか。そのレベルに達しているというふうに理解してよろしいんでしょうかね。いかがでしょうか、本部長。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 もちろんそういう認識で取り 組んでいると思います。特に長井市の行財政、 大変厳しい折でありますので、それを十分認識 した上で行政執行をしているという形で、認識 は同じという形で考えております。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 意地悪な質問をして申しわけないんですけれども、ことしの3月に、住宅使用料の滞納ですね、この問題を解決するために法的な措置をとると予算計上されました。私はこの動きがどうなっているのか非常に気になっていたわけですが、情報の共有化、問題意識の共有化ということでございますので、どなたの管理職に指名してもそのお答えいただけると思いますので、福祉事務所長にそこら辺つかんでおられるかですね、ちょっとお答えいただけますか。

渋谷佐輔委員長 宇津木正紀福祉事務所長。 宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。 ただいまの蒲生委員の質問は、住宅使用料に 対する法的措置で、同じ本部委員である福祉事 務所長として認識しているかということでございますが、予算上上げられていることは承知しておりますし、住宅使用料については、税との法的手段と違いまして民法の及ぶ範囲だということで、民法上の手続が必要だということまで私は認識しているところです。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 結局いまだもってそれは 解決したというか進んでいなくて、資料をいた だいたところによりますと、88カ月、合計で 151万9,370円滞納になっているんですよ。昨年 の同じ9月に私質問したときには133万5,770円 だったんですね。その後、18万3,600円さらに 滞納が上積みなったと。

問題は、なぜ滞納が許されるシステムになっているかということだと思うんですね。この点について非常に不可解なんですが、なぜ市営住宅の家賃が滞ってしまってもいいのか。電気や水道はとめられるからこれを払っているんでしょうか。なぜ家賃だけがこんなふうになってしまうのか。この点はいかがでしょうか、助役。 渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 住宅使用料の個々の案件につきましてはそれぞれ建設課の方でやっているわけでありますけれども、ただ、住宅使用料の未納につきましても、やはり一般の税と恐らく通じるものがあるという感じをとっておりまして、特にやはり税をきちんと分析をしていくと、未納の状況について分析をしていくということがやはり大事かなと思っております。

そういった観点からいきますと、やはり税を中心として未納者の滞納状況を調べてみますと、本当に税の納税意識を持っているか持っていないかという部分と、それから、どうしても、生活困窮者といいますか、税を払うことができない状況にあるという形で、その二通りがあるんじゃないかということで私どもは分析をしておりまして、そういった納税意識が不足している

方については納税意識を高めていただくような 観点でやはり今後対応していかなければいけな いと思っているところでございます。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 納税意識の高揚なんてい うのは今始まった問題じゃなくて、昔からある んじゃないですか。だって、納めている人は納 めているわけですからね。

何十カ月も滞納があるんですよ。88カ月というのは12で割ったら何年ですか。だから、これは納税意識の欠落とかなんかというだけでは済まされない問題だと私思うんですよね。つまり、滞納が始まるという兆候があったときに、素早く手を打つというような仕組みがこの行政の中にはないんじゃないかと思いますが、そこはどうですか。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 滞納が始まった時点からやはり税務課を中心としてその対応をしています。特にその滞納が始まった時点では、電話なりそれから文書なり、それからその後は訪問なり、それから呼び出しといった形で対応をしている状況でございます。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

 としては私は足りない。そういった包括的なことが、一昨年、昨年と私は監査意見の中にあったと思うんですよね。

国保の納入が始まるのは7月ですけれども、 その7月から2月まで本当に大変ですよ、地獄 の苦しみみたいなもので。それでも、おくれお くれても何とか払わなければいけないと思って 払っている人が大多数ですよね。だから、そう いう税の公平性といいますかね、そういう納税 意識、一面で持っている人がいる反面、去年の 税務課長の答弁でも明らかなように、3ナンバ ーの車だってプラズマテレビも買って、しかし 一方で滞納を続けていると。あるいはまた、健 康課長の去年の病院の関係でもありましたけれ どもね。取り立てに行くと犬が放し飼いになっ ていると。近づくこともできない。税金を納め るから物買ってけると言われてしまう。こんな ことがまかり通っているわけですよね。こんな ばかな話はないと思います。

だから、去年も村山市の話はいたしましたので、村山市がなぜこれほどいい成績でいっているのかですね、それは税務課長として当然お調べになったと思いますが、その点いかがですか。 渋谷佐輔委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 お答えいたします。

過日、村山市さんの方に問い合わせをいたしまして収納の体制等をお聞きをしております。 そこの中では、特に長井市と変わった体制はとっていないというのが現状でございました。

多少違いますのは、税の納税が行われませんと督促を出しますけれども、督促状のほかに催告書という、督促状を出してもさらに税を納めていただけない方には催告という形の文書を出しております。それを長井市では年2回出しておりますけれども、村山市さんの場合は年4回の発送をしているというところが多少違いました。

あと、4月、5月の出納閉鎖期におきまして

夜間訪問を実施しているというのは、多少回数 の違いはあるかと思いますけれども長井市でも 同じように実施をしておりますし、同じような 体制をとられておられました。

あと、多少違いますのは、長井市の場合は訪問をして徴収をするという取り組みもしておりますけれども、村山市さんの場合は基本的には来庁をしていただく。訪問をして徴収はしないという基本方針で、来庁いただいた方には次回の日にちの約束をしまして、その日にちに来庁をいただけない場合は電話で催促をするというやり方をしております。というふうなことで調査をしております。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 ほとんど差異がないという答弁なんですね。ほとんど差異がないのに何で村山市は収入未済額が少ないんですか。そこが私は不思議でしようがないですね。

だからもっと何かあるんじゃないかと。ある いはまた、ずうっと私らにはわからないところ で何か、からくりなんて失礼な言い方なんです が、何かあるのかですね。もうちょっとやはり 調査してみて、長井市の対策に生かしていくべ きだと思いますね。私もどういうふうなやり方 をしているのか調べたわけじゃありませんので わかりませんけれども、違いがあるはずだと思 います。訪問するのか、あるいは来ていただく のか、それだけの違いで収納率や収納額が上が れば、何も訪問する必要はないわけですからね。 あるいは、長井市民と村山市民との納税意識の 差がそれだけ違っているのかわかりませんけれ ども、やはりもっともっと調べてみるべきだと。 やはり長井市の収納業務が向上するように、新 しい予算にそれが反映できるようにしていくべ きでないのかなと私は思いますけれどもね。

基本的に何かどこか違うんだろうと思うんですよ。ですから、対策本部の中でやはりそういった研究をしていただかないとだめなんじゃな

いかなと思いますが、その点いかがですか、本 部長として。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 なかなか口で言うほど収納率 を高めるというのは簡単でございませんで、や はり徴収担当がいるいる家庭を訪問して、やは り納税をしていただくようという形でお願いを していますけれども、なかなかうまくいかない というのが現実でございます。そういった中で も努力を積み重ねていくということが必要だと 思いますけれども、やはり納税意識とさっき言 いましたけれども、本当に税金を払う必要ある のかどうかというような考え方も持っている方 がおられますので、そういった方に理解しても らうというのは大変困難でありますけれども、 今後やはり努力をしていきたいと思います。さ らに、村山市のやっている状況についてももう 少し精査をしながら取り入れていきたいと思っ ております。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 債権台帳の整備であるとかというふうなことも対策本部の中にはなかったですか。多分それも視野に入っていると思うんですが、それは整備されたのかどうかですね。

それから、この資料は総務・文教常任委員会に出された資料を私もらったんですけれども、この中には使用料の関係で入っていないものもいっぱいありますよね。こういう資料は、長井市のすべてのものがわかるように一覧にして整理しておくのも必要なんじゃないかと。私、今回質問するに当たりましていろいろあちこち聞き歩いたんですよね。ぜひこういう資料の整備についても、できるだけ1回で用が足りるようなものにまとめておくことが必要なんじゃないかと。情報の共有化、問題意識の共有化というのはそういったところも含めてあると思うんですが、本部長の見解をお願いします。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 今回の収納率向上対策本部で一斉行動を起こすという段階では、滞納者のリストも当然でありますけれども、それぞれの未納額について共有化していくという形で名寄せ帳を作成をしまして、それを調査員が一同に皆さんが持って、それで訪問していくというふうな状況であります。中につきましては、その家庭状況なりそういったものも網羅した名寄せをつくっておりまして、それによって訪問をしているところでございます。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 名寄せ台帳とここに書いてあります。

この対策本部を設置したのが2月17日ですが、これちょっと取り組みの開始時期としては遅いのではないかと。私、昨年の9月にこの質問をさせていただきまして、ことしでしょう。対応としては音出ませんよね、ぽんぽんと返ってこなければだめなんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

それで、その後の取り組みの、これだけの取り組みが書かれていますけれども、第1次徴収強化期間。これも何か変だなというか、強化期間以外何しているのかなというふうに思われるわけですが、まず二つですね。行動を起こすタイミングとしては遅過ぎなかったか。もう一つは、取り組みの強化期間以外はどんなことをなさっているのか。本部長、お願いします。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 昨年の9月の議会のご質疑の中でいろいろ私どもに対してご要望がありまして、その後、検討会をして2月に立ち上げたわけでありますけれども、時期的には9月からは相当たっていたわけでありますけれども、ただ、収納の係の中では、12月のやはリー斉徴収というふうな形で作業を進めなければいけないという部分もありましたし、さらに、今回の収納率向上対策本部につきましてはやはり個人情報も

十分関係することでありますので、そういったことを含めて少しおくれたわけでありまして、ご指摘がおくれたのではないかということですと、やはり少しおくれた立ち上げかなという感じを持っておりまして、これはちょっとやはりこちらのスピードのアップがならなかったという形で考えているところでございます。

その後の、第1次の強化期間とありますけれども、通常は税務課の収納係が中心となって収納を進めているという状況でありますけれども、この期間につきましては、いわゆる収納対策本部員が税務課の職員とタッグとなって訪問をして、そして税金をいただくという形で進めておりまして、そういった部分で通常と分けて行動しているというわけであります。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 その期間で成果はあったわけですか、成果。

渋谷佐輔委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 細かい数字は税務課長でいい ですか。答弁させます。

渋谷佐輔委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 それではお答えいたします。 強化徴収期間ということで、8月24から30日まで、土曜日・日曜日を含めまして1週間で10班体制、1班2人ですので20人体制、そのほか建設課、水道事業所もそのほかに入っておりますけれども、その体制で活動をさせていただきました。対象とさせていただいた方、54世帯でございます。これまでの税務課の収納の職員が何回か接触をいたしましてなかなか接触できないという方が多い状況でしたので、夜間なり土日の接触が必要であるということで対応をさせていただいております。

期間中に納税をいただいた方が15世帯でございます。納税額は98万830円でございました。これは税関係のみでございまして、そのほか建

設課、水道事業所の収入は別の額でございます。 徴収率といたしましては、対象といたしました 54世帯の税額に対しまして98万830円というの は4.78%になってございます。あと、15世帯の 中で税金を全納いただきました方が1世帯ござ いました。今後納税をしますということで約束 をいただいた方が29世帯ございました。

あと、今回接触いたしまして税金を納めていただけなかった方は38世帯でございます。54世帯のうち、強化期間の中でも接触ができなかったという方が9世帯ございました。9世帯のうち、居住していることは確認できるんですけれども接触できないという方もおりましたし、居住していること自体も確認できない、アパートなりは契約しているんですけれどもほとんど帰っていないというふうな話を伺ってもほとんど帰っていないというふうな話がありまして、そういった方々が9世帯でございました。あと、接触はできましたけれども、納税についての意向が非常に薄いという方が5世帯ございました。

なお、9月以降の納税を約束いただきました方々の9月の合計、一応約束ですのでまだどのくらい履行をいただけるかというのはわかりませんけれども、約50万弱ほどの約束をいただいております。

以上のような状況でございました。 渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 行動すればそれなりの成果が得られるということだと思いますので、とにかくまじめに納税をしている人の立場に立ってやはりやっていただきたいなというふうに思いますよね。この対策本部が名実ともに長井市の収納率向上に役立つことを期待しておりますし、常にやり方に対して反省を加えながら進めていってほしいものだというふうに思っております。

市営住宅の関係でちょっと浅野建設課長にお

聞きしたいと思います。

結局、法的措置をとるということで、今現在 どういう進捗になっていますか。

渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。

ことし法的措置の委託料を予算化しておりますが、現在は、対象となる方への催促なりそれから事情聴取なり、前段でこちらから支払う意思の確認をしているところであります。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 いただいた資料ですと、 最大の滞納月数が88カ月。2番目の方。2番目 の方って、66カ月。3番目の方が56カ月。ただ、 既に退去されている方が9人いますね。この退 去されている方というのは所在わかりますか。 渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。

毎年催告書を送付しておりますので、こちらの方に返ってこないということは届いているんじゃないか。ただ、こちらから出向きましてお話ししている経過はここ数年ないというふうな現状です。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 文書を送付して行っているから多分いるだろうということで、この滞納額がですね、何十カ月も滞納しているのを納めると思いますか。こんなことで市営住宅の家賃の滞納が解消するなんて、あり得ないですよね。例えば浅野さんがアパートを経営なさっていて、自分が経営主だったらこんなことしますか。絶対あり得ないと思うんですよ。こんなことやっていたら倒産しますものね。

だからもっと、さっきも言いましたけれども、 滞納が始まる兆候、それはやはり厳しく認識し てとらえていかなければいけないんじゃないか と。16年度分が96万4,730円。それまでの分っ て、これ63年から発生しているんですね、資料 によりますと。63年から。これはどうやったって満額もらえるなんていうのは、だれがどう考えてもあり得ないような気がします。どういう見通しを持ってらっしゃいますか、これ。 渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。 浅野敏明建設課長 お答えいたします。

8月の末に特別事情聴取というのを今回実施させていただきました。それは、法的措置の予算化があった関係で強い文面をもって事情聴取したところ、ほとんどの方が協議に応じていただきまして、1人を除いて誓約書をとって分割協議においでいただきました。最高額の方についても毎月数万ということで支払う意思を表明していただきまして、8月から支払いを開始させていただいていますので、少し長くはなりますが、そういうふうな意識を持っていただいたということで効果があったというふうに認識しております。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 交渉したらば協議に応じたと。そして、90カ月近く滞納したけれども今度は払うよと。初めから払えるんじゃないですか。じゃないんですかね。

私は、電気・水道はとめられますので、これは全うな手段だと思うんですが、家賃については滞納が許されるというのが大体おかしいと思うんですよ。それで、例えば平均的にこれ割り出すと1万7,000円ぐらいですよね、月の家賃が。半分は払いますとかという話も今までなかったのかどうかですね。これ見るとないんですよね。だからこの家賃滞納については、いわば放置状態にあったというふうにしか思えません。ですから、こういったことが許されるのであれば、母子家庭で本当に住むところに困っていて市営住宅に入りたいという人が入れないでいるわけですよ。こういうことがおかしいんじゃないかなと思うんですよね。

保証人もいるわけでしょう。保証人はどうな

っているんですか。保証人はその人にかわって 保証するという義務を負うんじゃないですか。 それはどうですか。

渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。 浅野敏明建設課長 お答えいたします。

確かに、連帯保証人、2名連名で保証人になっていただいております。保証人に関しましては、催告の時期に同じように住宅家賃の滞納についてのお知らせというふうなことで通知を行っております。その内容につきましては、滞納状況と滞納家賃の内訳、それからこのまま滞納が続けば請求をさせていただくというふうなこと、支払いについては入居者と十分に話し合いをしていただきたいというふうな旨でお知らせをしているところであります。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 連帯保証人がかわって私が払わなければいけないという、そういう自覚はあるんですかね。どうですか、その辺は。もう一度伺います。

渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。 浅野敏明建設課長 お答えいたします。

ほとんどの連帯保証人の方につきましては、 責任を自覚しているというふうに思っております。ただ、一部、保証人の方については、私は 支払うつもりはないというふうな方もおられる というのが現実であります。一部であります。 以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 これ今、これだけのものが起きてしまっていますので、これどこかで何か処置をしなければ、このままずるずるずるすると入ってくる当てのないものを計上しなければいけないですよね。どういうふうに処理をなされるのかわかりませんけれども、やはりどこかで覚悟を決めなければいけないと思うんですよ。

と同時に、滞納が始まってどのぐらいのタイ

ミングでどういう行動を起こせばいいかと。そういう再発防止に対してはどういうふうにお考えですか。

渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。 浅野敏明建設課長 お答えいたします。

今回、法的措置の予算化したことによりまして、担当の方でも強い言い方、それから強い文面になったこともありまして、やはり何件かの法的措置の予算化は必要でないかというふうに思っています。それを受けて、不誠実な方については少し強目の指導、それから対応をしていかなければならないというふうに思っています。

今回そういった特別事情聴取を行ったことによりまして、非常に効果が大だということであります。少額の方でありますが、10名ほどの方につきましては完納もしくは分割協議に応じていただいたということもありまして、今後はそういったことを実施していきたいというふうに考えております。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 保証人の方も、長くしていれば例えばその方が亡くなるということもあるでしょうし、やはり定期的に保証人の方に対しては、保証人としての義務とか自覚というのを促す意味で、滞納があった場合はかわってお支払いいただくことになりますよと、それを承知の上で保証人になっていただいているかどうかという確認を、例えば私の案ですよ、定期的にそれをやるとか必要なんじゃないかなと思いますが、その点いかがですか。

渋谷佐輔委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 ただいま蒲生委員がお話ししていただいた内容も含めまして、今後、連帯保証人に対してどういった方法が適切に円滑に進むかについても今後検討していきたいというふうに考えています。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 市長にお伺いしますけれ

ども、実際こういう活動をしていただきますと 滞納者の方の状況もわかってくると思うんです ね。納税意識が希薄で、例えば強化月間なんて しますと大抵この期間に来るというふうに通知 しているみたいなものでして、ネットワークが あって、来たらば「ああ来たぞ」、ぱぱぱっと ネットワークがあって居留守を使うとか、そん なことになりませんか。そういうのがもう一つ ですね。

それから、実際、経済的な困窮、さまざまな 状況によってどうしてもこれは物理的に難しい と。私はそういう家庭、世帯の方もいらっしゃ るんじゃないかなと思うんですよね。だから、 そういうものはやはり分けて考えなければいけ ないと思うんですけれども、ぜひ、滞納の徴収 についても現年度分についても、そういう点に ついては柔軟に考えていくべき部分もあるので はないかと思いますけれども、その点いかがで しょうかね。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は民間にだけいたわけで、民間の不動産関係も若干知っておりますよ。それはサラ金の取り立てなんていうのはこれはひどいものですがね。しかし、例えば連帯保証人なんていうのは、連帯となったらね、それは払えなかったら即払うという法律上の義務があるわけですから、それを支払いができないなんて拒否するなんて権限はないんですよ、これ法律上に。やはりそういう面で私、役所の皆さんというのは優し過ぎるというか自分の問題としていないというか、それはやはりそれを取らなければいけないという仕事だというふうにまず考えてもらいたいと思うね。

それから、ここで言うことは会議でも言うつもりですけれども、本当に苦しいのかどうかも、例えば生活保護だって1人8万6,480円あるわけですよ。今、家賃だって1万7,000円から3万2,000円ですよ、市営住宅でいえば。5分の

1 ぐらいのところからあるわけだから、生活保護……、やはり働けなくて、病気になって、そういう方だってやはり十分に払っていける今の制度に私はなっていると思うんだな。

だから、3カ月や6カ月でいいのかどうか、 民間みたいに。しかし、1年、このまま全然応 じない、半分も払わない、何分の1も払わない、 連帯保証人もだめなんていうことになったら、 やはり弁護士に相談して退去していただくとい う。かわりいますからね、今、入りたいという 方が。そういう方をシャットアウトするわけで すから。やはり一人一人についてもう少し厳し く、あるいはちゃんと調査をして、そしてやら ないと、やはりこれはなかなか上がらないので はないかというふうに私は思っておまして、 ぜひそういうハッパをかけたいと思っています。 渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 滞納繰越分と現年度分と いうふうにあるわけですが、これ昨年の9月も お聞きしたんですけれども、滞繰分あって現年 度分もある、でも今これだけしかないとやった ときに、それどこから埋めるんですかと。結局、 滞繰分を埋めていくと、ずうっとそれが残った ままなんじゃないかという感じがしてしようが ないんですよね。国保の方から埋めますよと、 さまざまな問題ありますのでね。そういう答弁 も昨年ありましたけれども、現年度分の扱い、 滞繰の分の扱い、こういったことについてもや はり対策本部の方でしっかり議論していただき たいと思いますね。どういうふうにすると滞納 というのがなくなっていくのか、少なくなって いくのか、納税意識の高揚につながっていくの か、これが基本だと思います。ぜひしっかりし た議論をやっていただいて、徴収基準というの をもっと明確にして行動を起こされていくべき でないかと思いますが、対策副本部長に聞いて みますか、収入役に、今の話。副本部長。 渋谷佐輔委員長 佐藤義夫収入役。

佐藤義夫収入役 基準につきましては、蒲生委員おっしゃるような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

私、蒲生委員のホームページを見ながらちょっと私が答弁に立ったときというふうなことで考えておりましたが、そのような質問でもなかったような感じがいたしますので。いずれにしましても、村山市と長井市というのは平成3年度にさかのぼればほとんど差がないような徴収率でございましたので、そのころは1ポイントも離れていない、0.幾らというふうな差でした。今になってみれば5ポイント以上というふうなとでございますから、村山市ができることが長井市でできないわけがありませんので、徴収体制と徴収の方法、徴収の手段も含めてじっくり研究と整理をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 ぜひ、今収入役から、副本部長からあったようなことで進めていただくようにお願いをしたいというふうに思っております。

水道事業所長とかいろいる名前書いていますが、答弁によってはどうなるかわからなかったものですから書いたわけですけれども、健康課長の方が全然なかったんですよね。委員長の許可をいただいて、1点だけ健康課長にちょっとご答弁いただきたいものですからよろしくお願いいたします。

きょう、長井市立総合病院の診療費の未収状 況というデータをいただきました。昨年1,147 万8,035円あったんですが、現在ですね、17年 度8月31日現在で379万4,930円というふうに未 収金があります。16年度で回収不能と断定した、 いわゆる欠損額ですね、これが682万8,000円、 621人と。昨年は99名の方が対象でしたけれど も、現在は28人というふうにデータにはござい ます。今、この28人については所在が明らかで、 この後も回収の見込みが立つということで考え てよろしいんでしょうか。

渋谷佐輔委員長 船山祐子健康課長。 船山祐子健康課長 お答えします。

28名の方につきましては所在は明らかでございます。うち9名の方については、定期的にといいますか、納入継続していただいております。残りの19名につきましては電話等や訪問等で催促しておりますが、病気等で働けなくて、また、生活困窮で、また、新たに公立置賜病院等にかかってということで悪循環を繰り返している方が多いものですから、なかなか納入困難な方と考えております。以上でございます。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 間もなく、2006年度、次 年度の予算編成が始まると思うんですけれども、 そのとき収納率をどう見るかですね。91.1です よ。これを90で見なければいけなくなるのか、 あるいはまた92にアップできるのか、これは大 事な視点だと思いますね。ぜひこの成果が予算 上にも反映できるようにひとつお願いしたいも のだなと思っていますけれども、さっきも申し 上げましたように、徴収基準って何なのかです ね。いわゆる滞納があって当たり前というのは 多分......役所の中の、あるいはもしかするとし ようがないという部分、常識なのかもしれませ んけれども、それは世間では通用しませんよね。 ですから、税の公平性、納税意識の高揚を図る ためにどういうふうにしていくのか。チラシを つくっただけでは私はそうはなかなかいかない と。時には厳しいこともやらなければ、やはり 意識って上がっていかないと思うんですね。

それから、小学校のパソコン導入のときも申し上げましたけれども、自分のものとして置きかえて仕事をすればあんなふうにならないというふうに申し上げました。この徴収業務だってそうだと思うんですよ。さっきも言いましたけれども、浅野さんの会社と置きかえていけば、

1,000万円も滞納していてなんてあり得ないことだと思うんですよね。だから自分の仕事に置きかえて、自分のこととしてやはりやっていただくということが大事なんじゃないかなというふうに思っております。

他市町の先進事例についても昨年申し上げましたけれども、広域的な取り組みの事例だったですね、あれはね。それから、太田市の行政サービスの制限なども申し上げました。これらを総合的に判断して、長井市の徴収業務が実効が上がるようにぜひお願いをしたいものだというふうなことでありまして、もう一度そこの点、市長から認識を聞かせていただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私はやはり、例えば今までずっ と、88カ月というと7年4カ月だ。今度納めま すというのはこれはまあいいですよ、現年度分。 今までの分の88カ月は、5年なら5年のローン に組んで「これでいけますか」と、こっちでプ ランを組んでやはり言わなければいけないよね。 民間の不動産管理会社ならばびりびりやります よ、それは。そしてどうしてもだめだというな らばやはり、それは事情もあるかもしれません、 それは確かに。病気だとかなんとかという事情 はあるのかもしれない。しかし、日本の場合に はある程度生活保護ということもあるわけです からね。ちゃんと義務を果たしていれば受け取 られる権利があるわけですよ。ただ、多重債務 者で逃げ回っているなんていうような人は、義 務を果たしていないわけですから権利がないわ けですが、しっかりやっておられる方について は、やはりこちらからプランを出しながら、粘 り強く、しかも自分のことと考えてやらなけれ ばいけないのではないかと。

問題なのは、家賃だけじゃなくて、そういう 人に限って国保税も何も市民税も何もと、こう いっぱいあるときにどうするかということもあ りますね。だから、そういうところに順番をどうするかということも、今度は対策本部でこの人についてはここからいきましょうとか。しかし少なくとも住まいを、今月から払うというならやはりそこを追い出すわけにはいかないわけですから、やはりそういう順序を立てながらこっちでプランをある程度考えていくというふうにしないと。そして、そのプランを提示してったどうだというふうにしていかないと、こういうのは上がらないのではないかというふうに思いますので、私も、助役あるいは収入役、本部長、副本部長にも私の考えを申し上げながら、内部でやはり具体的に展開するように、活動するように努力をしていきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 これでやめますが、ぜひ 来年の9月の決算の議会には具体的な効果が見 える決算であってほしいということを最後にお 願いして、この対策本部が名実ともに長井市の 自立計画の中の一つに加わって役立つものにな ってほしいということをお願いしまして、質問 を終えたいと思います。ありがとうございまし た。

渋谷佐輔委員長 次に、順位2番、議席番号11 番、髙橋孝夫委員。

11番 髙橋孝夫委員 私は、長井市の行財政 運営が誤りなく展開されることを祈りながら総 括質疑を行います。1点につきまして質問申し 上げますので、明確な答弁をいただきますよう にお願いをしておきたいと思います。

今回の質問は、山形県人事委員会や山形県地方労働委員会などの結果はどうだったのかという点についてです。具体的には、山形県地方労働委員会平成14年(不) 「不」というのは不当労働行為の不です 第1号事件と、山形県人事委員会平成15年(不) 「不」というのは不利益取り扱いのやつですが第1号事件について、以下お伺いをいたします。

総務課長にお伺いをいたしますが、まず、この山形県地方労働委員会平成14年(不)第1号事件について。これについては、平成14年3月18日付で、長井市職員労働組合と長井市職員労働組合現業評議会が申立人となって、長井市長を被申立人として展開をされてきた不当労働行為救済事件というふうになるわけです。以降、ほぼ2年間にわたって、8回の審問、それから3回の委員調査などがあり、平成16年3月9日、昨年の3月9日に地方労働委員会の命令書が出されたということのようですが、その命令書の中身、どのようなものだったのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

渋谷佐輔委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 お答えいたします。

命令の内容でございますが、一つには、現業職員の労働条件、賃金改善に関する統一要求書と、これは平成13年10月24日付、賃金並びに労働条件などに関する要求書、これにつきましては平成14年2月27日付に係る交渉について、現業職員及び企業職員の労働条件に関する限り、誠実に応じなければならない。

もう一つは、市長は、命令書交付の日から 1 週間以内に、不当労働行為に当たるような行為 を繰り返さない旨の職員団体等あての文書を申 立人に手交しなければならない。

三つ目には、平成13年3月17日以前の交渉に 係る申し立ては却下し、その他の申し立ては棄 却する。以上になっております。

渋谷佐輔委員長 11番、髙橋孝夫委員。

11番 髙橋孝夫委員 これは命令書の3点に わたる主文を今読まれたというふうに思います。 私もいただいて読んだわけですが、この地方労 働委員会の命令書については、まず大事なこと は、長井市職員労働組合と長井市職員労働組合 現業評議会、これが両者とも労働組合として申 立人としての適格性を認めたんだということが まず前提であるわけです。